

# 静岡県西遠女子学園 いじめ防止基本方針

静岡県西遠女子学園 2018.11

## 目次

### はじめに

- 1 **いじめの防止**
  - ① 道徳教育等の充実
  - ② いじめが起こりにくい集団づくり
  - ③ 相談体制の整備 いじめ対策委員会の設置
  - ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
  - ⑤ 教員研修の充実
  
- 2 **いじめの早期発見・早期解決**
  - ① 早期発見のための措置
  - ② 早期解決に向けていじめ対策委員会の設置
  
- 3 **重大事態への対処**
  - ① 重大事態調査委員会の設置
  - ② 関係機関との連携
  
- 4 **学校の基本方針の評価**

### はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であり、学校、家庭その他の関係者等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

学校は、上記理念にのっとり、保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

この基本的な方針は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校、家庭その他の関係者等が連携し、いじめの問題に取り組むよう、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

## 1 いじめの防止

### ① 道徳教育等の充実

- ・道徳教育等を充実させ、心の教育を推進している。
- ・道徳教育の中にエンカウンターや協同学習を取り入れ、生徒間のコミュニケーションの機会や話し合いの時間を増やし、相互交流によって生徒の心を育てている。
- ・道徳の授業での「話し合い活動」の結果、生徒同志で合意可能な規範に関する約束事を作り出して、安心感のあるホームルームを創造している。

### ② いじめが起りにくい集団づくり

- ・「西遠の反いじめ宣言」を発信し、保護者・生徒対象に学校から「いじめは絶対に許さない」というメッセージを通知している。
- ・いじめが起りにくい学校の雰囲気づくりのために構成的グループエンカウンター等を各場面で行なっている。
- ・姉妹活動を推進し、ピア・サポート活動によって安心して安全な学校づくりに心がけている。
- ・協同学習によって、生徒のコミュニケーション能力を高めている。

### ③ 相談体制の整備

- ・年度当初は、学級担任が生徒全員を対象に個別面接を実施、また夏期には保護者の来校のもとで三者面談を実施している。
- ・教育相談室にカウンセラーを常置し、悩みを解消するための援助をしている。
- ・カウンセリング委員会を毎週1回実施し、生徒動静について掌握している。

### ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ケータイ・スマホ使用四原則を生徒に示し、指導をしている。ケータイ・スマホ使用四原則とは、「21時から翌朝までは使わない。試験前一週間は使わない。充電器は家族共通の場所に置く。自分や他人の個人情報を読まない。負担に感じたらやめる。」である。この原則を各教室に掲示している。
- ・掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは犯罪であり、警察に検挙、補導されることであることを生徒に知らせ、毅然とした態度でインターネットを通じて行われるいじめを禁止するなどの指導をしている。
- ・保護者会などでインターネットの利用について、その危険性等を説明している。
- ・掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みが行なわれた場合は、被害の拡大を防ぐために、書き込みの削除と証拠保全の依頼を迅速に行う。

#### ⑤ 教員研修の充実

- ・いじめ防止のための教員研修会を実施している。
- ・いじめについての事例研究会を実施している。
- ・「楽しい学校生活を送るためのアンケート」である「Q—U」を実施し、教員は「満足型学級」にするための研修を積み努力をしている。

### 2 いじめの早期発見・早期解決

#### ① 早期発見のための措置

- ・いじめの早期発見のために、いじめに関するアンケートおよび「Q—U」を年四回実施している。
- ・教員は日常的に子どもの状況やサインを把握し対応している。
- ・いじめの早期発見のため、保護者に協力を呼びかけている。

#### ② 早期解決に向けていじめ対策委員会の設置

- ・事案が「いじめ」に関する場合には、いじめ対策委員会を設置する。いじめ対策委員会は校長の指導方針の下、教頭、生徒指導部長、教育相談室長、学年主任、学級担任等事案に応じて招集する。
- ・いじめ対策委員会は、いじめを受けた生徒の支援を第一に考えて行なう。
- ・いじめ対策委員会は、問題解決まで継続的に行なう。
- ・いじめ対策委員会で関係者や周囲からの聞き取りによる事実確認を行い、多方面からの情報収集による全体像の把握をする。
- ・いじめ対策委員会でいじめの全体像を把握し、対応方針や指導計画等の決定する。
- ・いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周囲の子どもへの指導、保護者への対応等、関係機関や地域との連携を、いつ、誰が、どのように行うのかを決め、全教職員に周知する。

### 3 重大事態への対処

#### ① 重大事態調査委員会の設置

- ・学校は子どもたちにとって安心して学ぶことのできる安全な場所でなければいけない。しかし、現実には、学校全体を揺るがす事件・事故等の危機が起こる可能性があり、このことを全教職員が十分認識することはもとより、発生時には、校長の指揮のもとで重大事態調査委員会を設置し、迅速・的確に対応する。

- ・重大事態とは、次のような場合をいう。

「いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」  
子どもが自殺を企画した場合

身体に重大な傷害を負った場合  
金品等に重大な被害を被った場合  
精神性の疾患を発症した場合 等

「欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間、学校を欠席しているとき」

子どもが学校を欠席している相当の期間とは、年間 30 日を目安とする。

あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間、連続して欠席しているときをいう。

「子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」との認識をせず、重大事態が発生したものとして調査等にあたり報告する。

- ・ 重大事態の発生および調査結果を静岡県私学振興課を通じて県知事へ報告する。
- ・ 個人情報や人権等に最大限に配慮しながら、重大事態についての事実を公開していく姿勢で対応する。また、公開できる情報はきちんと伝えるが、プライバシー保護等の理由から伝えられない場合、その旨を説明し、理解を求める。
- ・ 保護者の信頼が得られるよう重大事態についての今後の指導方針や学校体制等の具体的な対応策を伝える。いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。
- ・ 重大事態について取材要請があった場合、校長の方針のもとで窓口の一本化を図る。情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供をする。
- ・ 重大事態について多くの取材要請が予想される場合、子どもの動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材に関して校内への立ち入り、取材場所、時間等について留意するよう依頼する。

## ② 関係機関との連携

- ・ 重大事態について躊躇なく関係機関へ支援を求める。
- ・ 医療、福祉、警察等の諸機関のそれぞれの専門性を生かし、状況に応じて連携する体制を確立する。
- ・ いじめに対する指導・援助には、専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超える場合があることを教員は共通認識・共通理解とする。
- ・ 学校と関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ相互に補完し合い、一体となった取組を

する。

- ・各関係機関等の役割や機能を理解するとともに、日頃から積極的な情報交換を行う。

[連携を必要とする関係機関]

静岡県私学振興課

静岡県教育委員会学校教育課 浜松市教育委員会指導課

静岡県こころの緊急支援チームC R T(精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士・看護師等)

静岡市緊急サポートチーム(静岡市こころの健康センター)

浜松市こころの緊急支援チーム(精神保健福祉センター)

警察署

児童相談所

民生委員・主任児童委員

4 学校の基本方針の評価

今回策定した学校の基本方針は、いじめ防止委員会を中心として全教職員により検証を行い、必要に応じて見直しを図る。

5 附則

このいじめ防止基本方針は2014年7月から施行する。

2017年1月 見直し

2018年11月 改定